

新旧対照表

○「週休2日」試行工事实施要領

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な、環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本要領で使用する用語の定義はそれぞれ下記のとおりとする。</p> <p>(1) 週休2日 対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p><u>ア 通期の週休2日</u> <u>対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p><u>イ 月単位の週休2日</u> <u>対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。</u></p> <p>(2) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p><u>ア</u> 夏季休暇3日間（8月13日～15日）及び年末年始6日間（12月29日～1月3日）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要領は、枕崎市が発注する工事において、「週休2日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 建設業における働き方改革において、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休2日制が可能な、環境づくりを推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「<u>週休2日</u>」とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週8休以上の休日を確保し、休日は現場閉所とすることをいう。</p> <p>2 「<u>対象期間</u>」とは、工事着手日から工事完成届出日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。</p> <p>(1) 夏季休暇3日間（8月13日～15日）及び年末年始6日間（12月29日～1月3日）</p> <p>(2) 工場製作のみを実施している期間</p>

<p><u>イ</u> 工場製作のみを実施している期間</p> <p><u>ウ</u> 工事の全部を一時中止している期間</p> <p><u>エ</u> 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>(3) 4週8休</p> <p><u>通期の4週8休</u>とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。</p> <p><u>月単位の4週8休</u>とは、<u>対象期間内の全ての月（28日間）毎に現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。</u></p> <p>なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>(4) 現場閉所</p> <p>巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事（森林土木事業を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。</p> <p>(1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事（例：災害時の応急・復旧工事、随意契約工事）</p> <p>(2) 現場条件の制約等がある工事（例：学校施設の工事、連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事）</p> <p>(3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事</p>	<p>(3) 工事の全部を一時中止している期間</p> <p>(4) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間</p> <p>3 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準の状態をいう。</p> <p>なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。</p> <p>4 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第4条 対象工事は、枕崎市が発注する工事（森林土木事業を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。</p> <p>(1) 社会的要請により、早期の完成が望まれる工事（例：災害時の応急・復旧工事、随意契約工事）</p> <p>(2) 現場条件の制約等がある工事（例：学校施設の工事、連続施工を余儀なくされる工事、関連工事の制約がある工事）</p> <p>(3) 供用時期が明らかで休日の確保が困難であると判断される工事</p>
---	---

<p>2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明記するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項、第3項及び第6条の規定は適用しない。</p> <p>2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1)」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。</p> <p>3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。</p> <p>(別図参照)</p> <p>(実施報告)</p> <p>第6条 受注者は、計画実績表に休日の取得状況を記入し、毎月月末の実績を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)を併せて提示しなければならない。</p> <p>(休日の特例)</p> <p>第7条 受注者が、第5条第2項に規定する休日と定めた日において、次の各号に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、休日として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 現場内において災害又は第3者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合</p> <p>(2) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合</p> <p>(3) 受注者からの要請により、発注者が現場閉所と認める場合(例:現場パトロール、現場見学会)</p>	<p>2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に「週休2日」試行工事の対象であることを明記するものとする。</p> <p>(実施手続)</p> <p>第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に「週休2日」試行工事の実施の意向について、工事打合簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合は、第2項、第3項及び第6条の規定は適用しない。</p> <p>2 受注者は、施工計画書提出時に、4週8休以上の休日の取得計画を記載した「休日取得計画実績表(別紙1)」(以下「計画実績表」という。)を発注者に提出する。</p> <p>3 受注者は、「週休2日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。</p> <p>(別図参照)</p> <p>(実施報告)</p> <p>第6条 受注者は、計画実績表に休日の取得状況を記入し、毎月月末の実績を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)を併せて提示しなければならない。</p> <p>(休日の特例)</p> <p>第7条 受注者が、第5条第2項に規定する休日と定めた日において、次の各号に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは、休日として取り扱うものとする。</p> <p>(1) 現場内において災害又は第3者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合</p> <p>(2) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合</p> <p>(3) 受注者からの要請により、発注者が現場閉所と認める場合(例:現場パトロール、現場見学会)</p>
---	---

(工事費の積算)

第8条 発注者は、通期の4週8休以上の休日を確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、通期の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。月単位の4週8休を達成している場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 通期の週休2日適用工事 (4週8休以上)

	一般土木事業	営繕(建築)事業
【労務費】	<u>1.02</u>	<u>1.02</u>
【機械経費(賃料)】	<u>1.02</u>	—
【共通仮設費】	<u>1.02</u>	—
【現場管理費】	<u>1.03</u>	—

(2) 月単位の週休2日適用工事 (4週8休以上)

【労務費】	<u>1.04</u>	<u>1.04</u>
【機械経費(賃料)】	<u>1.02</u>	—
【共通仮設費】	<u>1.03</u>	—
【現場管理費】	<u>1.05</u>	—

(実施証明)

第9条 「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週8休以上の休日

(工事費の積算)

第8条 発注者は、4週8休以上の休日確保した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。なお、「週休2日」試行工事を実施しない場合及び実施の結果、4週8休以上の休日確保に満たない場合は、全対象期間の現場閉所率に応じて補正分を減額変更するものとする。また、市場単価方式による積算に当たっては、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

(1) 4週8休以上(現場閉所率28.5%以上)の場合

	一般土木事業	農業土木事業	営繕(建築)事業
【労務費】	1.05	1.05	1.05
【機械経費(賃料)】	1.04	1.04	—
【共通仮設費】	1.04	1.04	—
【現場管理費】	1.06	1.09	—

(2) 4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25.0%以上)の場合

【労務費】	1.03	1.03	1.03
【機械経費(賃料)】	1.03	1.03	—
【共通仮設費】	1.03	1.03	—
【現場管理費】	1.04	1.07	—

(3) 4週6休以上4週7休未満(現場閉所率25.0%未満)の場合

【労務費】	1.01	1.01	1.01
【機械経費(賃料)】	1.01	1.01	—
【共通仮設費】	1.02	1.02	—
【現場管理費】	1.03	1.05	—

(実施証明)

第9条 「週休2日」試行工事を実施した工事で、4週6休以上の休日

<p>保した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙２）を発行する。 （留意事項）</p> <p>第 10 条 「週休 2 日」試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。</p> <p>（１）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。</p> <p>（２）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。</p> <p>（３）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。</p> <p>（４）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。</p> <p><u>（５）受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、月単位の週休 2 日が可能な環境づくりを推進すること。</u></p> <p>附 則 この要領は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2 農業土木事業に係るこの要領の規定の適用については、当分の間、改正前の要領の例による。</u></p>	<p>保した場合は、実施内容を記載した実施証明書（別紙２）を発行する。 （留意事項）</p> <p>第 10 条 「週休 2 日」試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。</p> <p>（１）発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。</p> <p>（２）発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。</p> <p>（３）施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。</p> <p>（４）資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。</p> <p>附 則 この要領は、令和 6 年 2 月 9 日から施行する。</p>
--	--